

# 道路整備要望に係る様式について

## Q & A

Q1: 道路整備には様々な種類があるが、この要望書の対象となる代表的な内容は何か？

A1: この要望書が対象としているのは、生活道路であり、利用者がある程度限られている道路になります。一つの目安としては、市道番号が5桁もしくは、交通量が少ない(1,500台/日未満)である道路です。

これらの道路については、通過交通が少なく、道路利用者の中心は周辺地域の方であることから、事業エリア沿線関係権利者を含んだ自治会内で合意形成をとってから進めることが好ましいと判断しています。

市が計画的に整備していく道路は都市計画道路、道路利用者が広範にわたり、通過交通が多い(交通量が1,500～4,000台/日以上を目安)幹線、補助幹線の拡幅、新設を伴うものを予定していますので、この要望書の対象外です。

Q2: 信号機設置要望も対象となるのか？

A2: 信号機の設置要望等、安全対策に係る道路工作物の設置については、これまでどおり道路管理課へお問い合わせください。

Q3: 自治会加入率の低い地域がある場合、合意形成の取り方はどうするのか？

A3: 円滑な事業進捗には、工事箇所沿線の関係権利者の同意が必須となりますので、自治会加入、未加入に関わらず、同意を得ていただくようお願いします。

Q4: 要望書の対象となる事業の具体的なイメージは？

A4: 基本的には道路拡幅及び新設、道路機能の向上(例:砂利道 舗装、側溝の新設)を伴う事業です。

Q5: 「沿線」とはどの範囲をいうのか？

A5: 整備対象道路に敷地や、敷地出入口等が面している箇所の土地所有者、建物所有者、工作物所有者をいいます。

Q6: 「工作物所有者」とは何か？

A6: 塀や看板等の所有者をいいます。

Q7:要望したい人は誰に合意をとったらいいのか？

A7: 整備対象道路に敷地や、敷地出入り口等が面している箇所の土地所有者、建物所有者、工作物所有者に合意をとったうえで、自治会に諮ってください。

Q8:土地所有者、建物所有者、工作物所有者、隣接地権者を調べる方法は？

A8: 法務局で登記簿を取得し、調査してください。そのうえで、追跡できない場合は、道路建設課へご相談ください。

Q9:この様式を定めた具体的な背景は？

A9: 自治会要望で事業化したところ、事業エリアの沿線に反対される住民が多数いたケースがあり、自治会、沿線住民の調整に時間を要しました。

事前に地域の合意形成をとったのちに、事業化した方が、円滑な事業進捗が可能となり、整備内容についても、皆様にとって、より納得感のある整備が実現できるものと考えています。

Q10:要望書を出すハードルが高すぎないか？

A10: これまで様々な形式で整備要望を受け付けていましたが、自治会要望で事業化したものの中には、関係権利者や沿線住民が事業内容を把握しておらず、所有敷地や道路の使い勝手が悪くなるなどの反対意見がでてきて、現場に入れないケースもあります。

このように、道路整備の影響をうける関係権利者、沿線住民を含めた十分な合意形成がないまま、事業化しても、理解を得られず、進められなくなるばかりか、住民間の不要な対立等を生む危険性があることを考慮すると、要望書のとりまとめのハードルがあがることにはなりません。丁寧に進めていくべきと考えています。

Q11:要望書様式の説明について広報、自治会対象の説明会は実施しないのか？

A11: 要望書様式の説明については、要望の頻度等を考慮し、ホームページ掲載、窓口対応で実施します。

Q12:所有者不明の土地の同意はどうすればよいのか？

A12: 法務局で調査のうえ、所有者を追跡できない場合は、道路建設課へご相談ください。

Q13:要望書様式については、指定のもの以外は受け付けないのか？

A13: 市の指定する様式で提出をお願いします。

Q14:要望書はデータで提出できるのか？

A14: 同意書等、関係権利者の意向を確認したいため、紙ベースでの提出をお願いします。

Q15:白線の引き直し、陥没補修等もこの要望書の対象か？

A15: この要望書は道路拡幅、道路新設を対象としています。補修等は対象外です。